

物価高騰対応重点支援

「三芳町地域応援ふれあいクーポン券」特定事業者募集要項

1 目的

エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、全ての住民に対し町内で利用できるクーポン券を発行し、地域における消費を喚起・下支えするとともに地域経済活性化を目的とする。

2 募集対象者

三芳町内に店舗がある事業所

- (1) 店舗面積1,000m²以上の大規模小売店及びチェーン店・フランチャイズ店は「大型店等」登録としA券のみ使用可能とする。
- (2) 大型店等以外の店舗はA券・B券ともに使用可能とする。

3 事業概要

- (1) 発行部数 1人につき1,000円券×6枚
(A券 すべての特定事業者(加盟店)で利用可能 1,000円券×3枚)
(B券 大型店等を除く加盟店で利用可能 1,000円券×3枚)
- (2) 配布時期 令和8年3月中旬予定
- (3) 使用期間 配布日～令和8年11月30日(月)まで
- (4) 換金期間 配布日～令和8年12月25日(金)まで
- (5) 換金方法 三芳町が指定する金融機関へ使用済みクーポン券等を提出
※金融機関提出後概ね1カ月以内の5日、15日、25日に三芳町より指定口座に振込いたします。(換金手数料は無料)。なお、振込ハガキは送付いたしません。

4 募集期間

令和8年1月19日(月)～令和8年10月30日(金)まで

※ クーポン発送時におけるリスト登録においては令和8年2月13日(金)までの申込者を対象とする。なお、以降の登録者においては町HP上のリストを隨時更新し対応するものとする。

5 応募方法

募集期間内に「物価高騰対応重点支援 三芳町地域応援ふれあいクーポン券取扱店申込書」に必要事項を記入の上、提出するものとする。

(1) 提出方法 郵送・FAX・メール・持参のいずれかにて提出するものとする。

○宛名：三芳町役場観光産業課宛 「ふれあいクーポン取扱店申込書在中」

○郵送先住所：〒354-8555 入間郡三芳町大字藤久保1100-1

○FAX番号:049-274-1013

○メール:kanko[at]town.saitama-miyoshi.lg.jp

※上記の[at]を「@」に置き換える

○持参による提出先:三芳町役場 2階 観光産業課 商工観光担当

6 換金方法について

(1) 提出先 埼玉りそな銀行鶴瀬支店 又は いるま野農業協同組合三芳支店

(2) 提出物

①使用済クーポン券 裏面に店名等を記載(ゴム印等も可)し、使用済み証明として指定する部分を切断したもの。

②請求書 請求者と口座名義人は同一とする。

③取次依頼書

④取扱店登録証(特定事業者登録証明書)

7 特定事業者への配布物品等について

応募書類の確認後、登録された特定事業者に対し、請求関係書類、取扱店登録証及びPR物品等を送付するものとする。

8 注意事項

(1) A券とB券の取り違えや換金期間後の換金は行いません。

(2) クーポン券に対して釣銭は出ないものとする。

(3) 取扱店はPR物品等を掲示し、住民が利用しやすい措置を講じるものとする。

(4) クーポン券は、次に掲げるものを除き、取扱店の全ての商品及びサービスに利用できるものとする。

① 出資又は債務の支払い

② 税金、使用料などの公租公課

③ 換金性の高いもの(商品券・プリペイドカード・電子マネーのチャージ・ビル券・図書券・切手・収入印紙等)

④ 製造たばこ(加熱式たばこ及び電子たばこを含む。)

⑤ 不動産等の購入費又は金融商品

- ⑥ 事業活動に使用する原材料、機械類及び仕入れ事業資金
 - ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第1
22号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される
役務
- (5) 取扱店へ入金後、対象外利用が確認された場合や、対象外分の支払い金額
については三芳町へ返還しなければならない。

9 問い合わせ先

埼玉県入間郡三芳町役場 観光産業課 商工観光担当

電話連絡 049-258-0019 (内線 214・215)

FAX 番号 049-274-1013

メールアドレス kanko[at]town.saitama-miyoshi.lg.jp

※上記の[at]を「@」に置き換える